

確認票

※就労要件で申請の保護者1名につき
1枚提出

氏名

(父・母) 令和6年度用 書式②-2

No.1～9の対象項目について、記載内容を理解した上で該当する網掛け部分にチェック及び記入し、署名してください。

No	対象	確認事項	職員使用
1	全員	<p>入園後、現在と同じ会社で勤務しますか？※申込日から入所月内に転職の可能性がある場合は「いいえ」を選択してください。</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> はい → 状況が変わり、入所前に転職する場合は、退職日と就労開始日を一か月間空けずに、現在の雇用内容以上の就労を要します。一か月以内に転職できない場合や現在の雇用内容が短くなる場合は、転職後の内容での審査となります。 なお、入所月中に転職する場合は、入所月の末日までに現在の雇用内容以上の就労を要します。 できない場合は内定取消となります。</p>	<input type="checkbox"/>
		<p>⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 転職する場合は、退職日と就労開始日を一か月間空けずに、現在の雇用内容以上の就労をすることができます。 ※復職に伴い転職する場合は入所月中に現在の雇用内容以上の就労が必須となり、できない場合は内定取消となります。</p>	<input type="checkbox"/>
		<p>⇒ <input type="checkbox"/> はい → 転職が決まった場合は、就労開始日より前に「認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届【書式12】」を提出し、就労後に「就労(予定)証明書(育児休業取得証明書)【書式4】」が必要です。提出された書類から確認できなかった場合は、いかなる理由があつたとしても、内定を取り消します。 (入園後に判明した場合は、その月中で退園となります。)</p>	<input type="checkbox"/>
		<p>⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 退職日と就労開始日が一か月以上空く場合、「求職中」の扱いとなります。また、一か月以内に転職した場合でも、現在の雇用内容が短くなる場合は、転職後の内容での審査となります。</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> 不明 → 判明した時点で速やかにご提出ください。なお、ご提出いただいた書類の内容に応じて、審査の内容が変わる場合がございます。</p>	<input type="checkbox"/>
2	全員	<p>入園後、今回提出する書類に記載された雇用(就労)内容(勤務日数・時間数)以上の就労をすることができますか？ ※雇用契約上の勤務日数・時間数を変更せずに育児短時間勤務を取得する場合は、「はい」を選択してください。</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> はい → 入園後、証明書を求めた際に、できていなかった場合は、いかなる理由があつたとしても、その月中で退園となります。 ※以下は、退園の対象となる場合の一例です。必ずお読みください。 ① 育児復帰時に時短勤務ではなく、雇用契約日数・時間数を減らして勤務を開始する。 ② 入園後に派遣先を探したが、申込時より少ない勤務日数・時間数の仕事しか見つからない。 ※ 入園後、勤務時間が就労証明書に記載されている契約時間より増える予定があれば、就労証明書の備考欄に記入してもらうようにしてください。変更予定の内容で審査可能ですが、調整指数8(-5点)が適用されます。</p>	<input type="checkbox"/>
		<p>⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 確実に就労できる日数・時間数を申告してください(会社にも要確認)。 ※記載がない場合は「求職中」の扱いとなります。 ⇒ 日数:月 日、または週 日、時間数:月 時間、または1日 時間 ※入園後、証明書を求めた際に、上記の通りではなかった場合、いかなる理由があつたとしても、その月中で退園となります。</p>	<input type="checkbox"/>
3	全員	<p>入園後、育児短時間勤務を取得する予定がありますか？</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> はい → 育児短時間勤務の内容は「1日の勤務時間が6時間以上(休憩1時間含む)かつ勤務日数の変更なし」となりますか？</p>	<input type="checkbox"/>
		<p>⇒ <input type="checkbox"/> はい → 時短勤務取得に伴う基準指数への減算はありません。なお、復職後は上記の内容で復職が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>
		<p>⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 復職後の時短勤務の内容(予定)を記載してください。 → 1日実働 _____ 時間 週 _____ 日 記載された内容での審査となります。</p>	<input type="checkbox"/>
		<p>⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 入園後に時短勤務を取得する場合は、就業規則上で規定されている制度であり、6時間以上(休憩1時間含む)かつ勤務日数の減少がないのであれば取得は可能です。規定未達の時短勤務を取得する場合は退園となります。</p>	<input type="checkbox"/>
4	全員	<p>就労実績が6か月記載されていますか？</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> はい → 未確定の月分が予定として記載されていないことをご確認ください。</p>	<input type="checkbox"/>
		<p>⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 前職はありますか？</p>	<input type="checkbox"/>
		<p>⇒ <input type="checkbox"/> はい → 採用年月日から遡り、切れ目なく(1か月以内)に転職をしていた場合は、前職の給与明細の写しもしくは、就労証明書を提出してください。(未提出の場合、調整指数7の適用がなくなります。) 既に転職後の実績がある場合、不足している実績分のみで構いません。 なお、1か月以上、期間が開いている場合は、提出は不要です。</p>	<input type="checkbox"/>
		<p>⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 就労開始前(予定)や実績不足の場合は調整指数8(-5点)を適用。 勤務実績が1ヶ月未満の場合は調整指数9(-2点)の指数点を反映します。</p>	<input type="checkbox"/>

No	対象	確認事項	職員使用
5	勤務証明	右上の証明日が申込み日より過去2か月以内の日付となっていますか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 再度取得したものを提出してください。	<input type="checkbox"/>
6	勤務証明	記載された最近6か月の就労実績内で雇用契約(日数・時間数)の変更はありましたか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい → 備考欄に雇用契約の「変更時期」「変更前後の勤務日数・時間数」の記載があるか確認してください。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
7	勤務証明・就労状況申告書	「最近6か月の就労実績」について、全ての月が記載された雇用(就労)内容の勤務日数・時間数以上となっていますか？ ※祝日・年末年始等や、小の月(月日数31日未満の月)による勤務日数の減少は対象外ですので、「はい」を選択してください。 ⇒ <input type="checkbox"/> はい → 実績が少なくなっていた場合、「特に理由なし」として扱います。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 以下の実績が少なくなっている理由にチェック・記入してください(複数チェック可)。 ※下記に該当していたとしても、必ず考慮できるわけではありません。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 特に理由なし・その他()	<input type="checkbox"/>
		※契約と実績が乖離している場合は、実績から指数を判断する場合があります。 ⇒ <input type="checkbox"/> 有給休暇等が含まれていない。 → 正しい証明書をご提出ください	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 育児・介護休業法に基づく育児短時間勤務を取得していた。 → 就労証明書の「15. 育児のための短時間勤務制度の利用をはじめとした勤務体制の変更(変更中・変更予定)」欄に正しく記載されているか確認し、ご提出ください。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 保護者本人や子の体調不良等(年 月分)。 → ①就労証明書の場合は「21.産休・育休以外の休業の取得期間」欄に証明を受けてください。 ②上記①ができない場合又は就労状況申告書の場合は、「病院等の領収書のコピーに傷病名と勤務できなかった期間を記入して提出」または「傷病名と勤務することができない期間が記載された診断書を提出」することで考慮できる場合があります。	<input type="checkbox"/>
⇒ <input type="checkbox"/> 妊娠中による体調不良(年 月分～ 年 月分)。 → 直近の実績から遡り、妊娠中の体調不良により実績が少なくなっている時期については、欠損している勤務日数・時間等を備考欄に証明を受けてください。	<input type="checkbox"/>		
8	女性	現在妊娠中ですか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい(出産予定日:令和 年 月 日) 注意事項 以下に該当する場合、保育所の利用申し込みはできません。 ① 申請児童の入園月中に生まれた子の育児休業を取得する場合 ② 令和6年2月5日以降に出生予定がある場合(申込み時点で出産日が早まる可能性がある場合はこの限りではありません)。 ※②について出生が遅れたことにより、2月5日以降の出生日となった場合、速やかに幼児教育・保育課までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 申込み後に妊娠がわかった場合は、すみやかに「認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届【書式12】」及び「母子健康手帳のコピー(保護者氏名と分娩予定が分かるページ)」を提出してください。 届出なく、後日判明した場合、内定取消又は、退園となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
9	居宅外・居宅内勤務について	今回提出する書類に記載された雇用内容の勤務を居宅外勤務(在宅勤務、テレワークをしていない)で就労されていますか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい → 入園後、証明書を求めた際に内容が異なる場合は、いかなる理由があつたとしても、その月中で退園となります。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → コロナ禍になる以前から常態(一時的でない)で居宅内勤務で就労されていますか？	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> はい → 就労証明書の「18.就労状況・予定②」に居宅内と記載されているか確認してください。 ⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 就労証明書の「18.就労状況・予定②」に居宅内と記載されている場合は、現状の状況について備考欄に記載してもらった上で、居宅外に修正を依頼してください。 元々、居宅外と記載されている場合は、現状の状況について備考欄に記載してもらってください。	<input type="checkbox"/>
<p>提出する就労証明書(就労状況申告書)の記載内容及び上記チェック事項について、間違いがないことを確認しています。 また、記入した内容のとおりとならなかった場合、入園内定を取消(入園後の場合は保育実施解除)されたとしても異議ありません。</p> <p>令和 年 月 日 保護者氏名 _____</p>			